

令和8年4月10日

お知らせ

課名	保健医療課・福祉企画課
担当	医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター 岩上、出宮
内線	3226
直通	086-226-7865

令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の
申請期限【4月20日（月）】が迫っています。

物価高騰長期化の影響を受けているものの、公定価格により運営されているため、患者、利用者等に光熱費等の負担を転嫁できない医療施設、福祉施設等の負担軽減を図ることを目的として「令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」制度を設け、下記のとおり申請を受付していますが、申請期限が迫っていますので、お知らせします。

記

1 申請期間

令和8年3月19日（木）から4月20日（月）まで

2 申請方法

郵送又は電子申請（郵送の場合、4月20日（月）の消印有効）

○郵送先：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター

○電子申請：下記URLから電子申請フォームへアクセスしてください。

URL: <https://bokform.jp/Bok/bukkakoutou2026>

3 対象施設及び支援金の額

○対象施設：別表1のとおり（不支給要件は別表3のとおり）

○支援金の額：別表1の施設種別、施設形態、施設区分に応じた基準額に別表2の施設の運営開始日に応じた月割率を乗じて算出した額

4 お問合せ先等

制度の詳細や申請方法等については、下記ホームページを御確認いただくとともに、不詳の点は下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

○県ホームページ「令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について」

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/1018379.html>

○岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター

電話：086-226-7865 MAIL: bukkakoutou@pref.okayama.lg.jp

〔受付時間〕 平日9時から17時まで（12時から13時を除く）



別表 1

施設種別		施設形態		施設区分		分類	基準額		
01	医療施設等	01	医療施設	01	病院（高度救命救急センター） ・病床加算※1	A	基本額 533.5 万円 8.8 万円／1 床		
				02	病院（救命救急センター、 周産期母子医療センター） ・病床加算※1	B	基本額 426.8 万円 6.4 万円／1 床		
				03	病院（200 床以上） ・病床加算※1	C	基本額 213.4 万円 3.3 万円／1 床		
				04	病院（100 床以上 200 床未満） ・病床加算※1	D	基本額 106.7 万円 3.3 万円／1 床		
				05	病院（100 床未満） ・病床加算※1	E	基本額 26.6 万円 4.0 万円／1 床		
				06	有床診療所（19 床以下） ・病床加算※1	F	基本額 7.4 万円 4.8 万円／1 床		
				07	無床診療所	G	12.7 万円		
				08	歯科診療所				
		02	関係施設	01	助産所（分娩取扱施設のみ）	H	7.4 万円		
				02	指定訪問看護ステーション （健康保険法のための指定を受けて いるものに限る）	I	7.4 万円 中山間地域等加算 ※2 上記に 2.4 万円を加算		
				03	歯科技工所	H	7.4 万円		
				04	施術所 （あんま・はり・きゅう・柔道整復）				
		02	薬局	01	その他	01	薬局	H	7.4 万円
		03	保育所等	01	通所施設	01	保育所	M	21.1 万円
02	幼稚園 （施設型給付を受けているもののみ）								
03	幼稚園型認定こども園								
04	保育所型認定こども園								
05	幼保連携型認定こども園								
06	地域型保育事業所								
07	認可外保育施設（居宅訪問型保育 事業を目的とするものを除く）								
08	放課後児童クラブ								
04	児童養護施設等	01	入所施設	01	児童養護施設 ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円／1 定員		
				02	児童心理治療施設 ・定員加算※1				

別表 2

施設の運営開始日	月割率	施設の運営開始日	月割率
～令和7年4月1日	14/14	令和7年9月2日～令和7年10月1日	8/14
令和7年4月2日～令和7年5月1日	13/14	令和7年10月2日～令和7年11月1日	7/14
令和7年5月2日～令和7年6月1日	12/14	令和7年11月2日～令和7年12月1日	6/14
令和7年6月2日～令和7年7月1日	11/14	令和7年12月2日～令和8年1月1日	5/14
令和7年7月2日～令和7年8月1日	10/14	令和8年1月2日～令和8年2月1日	4/14
令和7年8月2日～令和7年9月1日	9/14	令和8年2月2日～	対象外

別表 3

(1) 病院及び医科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの
(2) 助産所のうち令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、分娩取扱実績の無いもの
(3) 歯科技工所のうち保険医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの
(4) 施術のための独立した専用施設（ビルの一室等を施術のために占有しているものを含む。）を持たない、又は令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、公的医療保険（療養費）の対象となる施術の実績の無い施術所（あんま・はり・きゅう・柔道整復）
(5) 薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの
(6) 子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園又は認定こども園
(7) 子ども・子育て支援法第43条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない地域型保育事業所
(8) 児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする。）
(9) 子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に該当しない放課後児童クラブ
(10) 福祉施設（障害・高齢）のうち行政当局の指定、届出の無いもの